

# CURES NEWSLETTER

地域経済  
ニュースレター

1998.8.31 No.48

## 卷頭言

## 介護保険と自治体・住民

横山寿一

### I. 爭点は制度内容へシフト

介護保険法が昨年12月に成立し、2000年4月からのスタートが決まった。介護保険法は、法案提出から成立までに2度の継続審議を余儀なくされ1年余の期間を要したことに示されるように、難航・迷走の連続であった。介護問題は高齢化のもとで取り組むべき政策上の最重要課題であること、その解決のために何らかの新たな社会システムの確立が不可欠であること、これらの点については大方の合意が存在していたにもかかわらず、なぜこ

れほどまでに難航したのか。それは、サービスの利用・提供、財源及び費用負担、制度運営といふいわば制度の根幹に関わる点で国民的合意がないまま法案提出が強行されたことによる。これらは、いまもなお論争点として残ってはいるが、法案が成立した現在、争点は制度の是非から制度の内容をどうするかという点にシフトしたと考えるべきであり、係争点も、制度の創設を前提としたうえで、創設される制度のなかでその矛盾点をいかに軽減・解消していくかという方向で検討すべき

- 卷頭言 ..... 横山寿一
- CURES Report  
Continuities and Discontinuities in modern German and  
Japanese History. Some preliminary remarks(II) ..... Sven Saaler
- CURES Salon  
真夏の夜の八つ当たり ..... 林宥一  
キリマンジャロコーヒーへの想い ..... 辻村英之
- 地域経済文献情報

課題に置き換わったとみるべきであろう。

## II. 基盤整備と民間事業者

介護保険が地域の介護問題に効果的な役割を果たしうるためには、何よりも介護ニーズを充足するにふさわしいサービスの提供能力を持たなければならない。いわゆる基盤整備であるが、この点ではベースとなる老人保健福祉計画の達成すら多くの自治体が達成不可能であることを明らかにしていること、仮に老人保健福祉計画が100%目標達成されたとしても介護保険下のニーズの4割程度しか充足できないだろうとの予測を厚生省自身が示していること、以上の2点から見通しの厳しさを伺い知ることができる。しかし問題はやや複雑で、介護保険の提供基盤の整備については、民間事業者の新規大量参入が前提になっており、現時点ではその過不足の状況は簡単には見極めにくい状況にある。しかし、一定規模の市場が見込める都市部は別として、市場が小さくしかも点在する過疎地に民間事業者が進出するとは予想しえず、やはり提供基盤の不足は否定し得ない。この問題の解決のためには、自治体の財政能力の著しい格差を考えればいずれにしても公的資金によるバックアップが欠かせない。

仮に、民間事業者の参入で基盤整備が進んだとしても、営利・非営利入り乱れてのサービス提供は、福祉領域では未経験だけに、多様な提供主体のもとで地域の介護システムをどのように構築していくかという大きな課題が待ち受けている。

## III. 自治体の裁量と選択

自治体・住民にとってもっとも重要な意味を持つ介護保険の特徴は、総費用と保険料とが自治体単位で連動する仕組みが盛り込まれたことである。つまり、サービス総量が多く総費用が高くなる自治体はそれだけ保険料の

水準も高くなり、逆の場合は低くなる（ただし連動するのは1号被保険者〔65歳以上〕の保険料だけで、第2号被保険者の保険料は直接連動しない）。これは、ある意味では、自治体の自由裁量の大幅拡大を意味する。しかも自治体は、サービス総量増大（上乗せ・横出し）の決定とそれに要する費用の増大分を保険料に上乗せするか一般財源で負担するかの選択もできることから、多様な選択肢をもつことになる。ただし、自治体財政そのものについては、地方分権で多少の権限は拡大したもの依然として自治的基盤を持ち得ておらず、その意味では、なお自治の基本的要件を欠いている。しかし重要なのは、財政制約を理由に従来のスタイルにとどまるのではなく、自由裁量の拡大を活用し、行政と住民がサービスのあり方と費用負担について徹底的に議論したうえで合意を作り上げる実践へと踏み出すことである。

## IV. サービス利用・提供の改善提案を

サービスの利用・提供のスタイルについては、なお詰めるべき点が多い。焦点は、個々の多様な介護ニーズに即したサービス提供ができる仕組みをどのように作り上げるかにある。現下の議論で気がかりなのは、濫給防止に全体として力点がかかり、利用・提供の自由度が著しく低下してきている点である。要介護の認定作業についても、処理能力の限界から機械的になる懸念が高まっている。この問題についても、厚生省の政令待ちではなく、予定されているシステムの限界をこれまでの経験をもとに具体的に指摘し、改善の提案を対置していくことである。自治体・住民が受け身ではなく主体的に制度改善にどこまで取り組むことができるか、介護保険の成否はこの一点にかかっている。

（金沢大学経済学部教授）